



▲三島商工会議所女性会様より



▲静岡県東部4信金役職員一同様より



▲市民の皆様より



▲大東建託株式会社沼津支店様より

「もったいない」から「ありがとう」へ

新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や休業、失業等により生活資金にお困りの世帯が増加しています。

このような中、静岡県東部4信金役職員一同様、三島商工会議所女性会の皆様、大東建託株式会社沼津支店の皆様より、フードドライブにご協力頂きました。

頂いた食料は、乾麺、インスタント食品、缶詰、お菓子などバラエティに富んでおり、生活資金の借入相談に来られた方へ食料支援として活用させて頂いています。

食料をお渡しした世帯から、「食料を頂く事ができるなんて思わなかつた」「助かります」「このような活動があつた事を覚えておきたいです」等の感謝のお言葉をいただきました。

また社会福祉協議会では、令和3年8月1日～8月31日までの1ヶ月間、フードバンクふじのくにの実施するフードドライブに協力し、社会福祉会館に専用BOXを設置しました。皆様のご協力で約50kgの食料が集まり寄付をさせて頂

く事が出来ました。

コロナ禍が未だに収束しない中、たくさんの食料が持ち寄られ自発的に助け合い、支え合い活動がされる事に頭が下がります。改めて皆様の尊い善意に心から敬意を表し、厚く御礼申し上げます。

※フードドライブとは、主にご家庭で余っている食料を持ち寄り集めて福祉団体などを通して支援が必要な方へお届けする仕組みの事を言います。

はつらつ

みしま社協だより

NO.112(令和3年10月1日)

発行：社会福祉法人三島市社会福祉協議会
〒411-0841 三島市南本町 20-30
三島市社会福祉会館内
電話 055-972-3221 FAX 055-972-3466
ホームページ http://mishimashakyo.jp

受付期間が 令和3年11月末まで 延長になりました

この特例貸付について、償還時において、
なお所得の減少が続く住民税非課税世帯の
償還を免除することができるとしています。

緊急小口等の 特例貸付の ご案内

新型コロナウイルス感染症の
影響による休業や失業等で
生活資金にお困りの皆様へ

緊急小口資金特例貸付

緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に、少額の資金の貸付

対象／新型コロナウイルスの影響を受け、休業等により収入の減少があり、緊急かつ一時的な生計維持のための貸付を必要とする世帯 貸付上限額／20万円以内 据置期間／1年以内 儻還期間／2年以内 貸付利子／無利子(延滞利子3%) 連帯保証人／不要

総合支援資金特例貸付

生活再建までの間に必要な生活費用の貸付（主に失業された方等向け）

対象／新型コロナウイルスの影響を受け、収入の減少や失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっている世帯 ※自立相談支援機関による支援を受ける事が条件です。新型コロナウイルスの影響で収入の減少があれば、失業状態になくとも対象となります。

貸付上限額／（単身）月15万円以内 （2人以上）月20万円以内 貸付期間／3か月以内 据置期間／1年以内 儻還期間／10年以内 貸付利子／無利子(延滞利子3%) 連帯保証人／不要

◎総合支援資金特例貸付「再貸付」

対象／緊急小口特例貸付を申請後、総合支援資金特例貸付(初回、延長)の貸付が終了する方で、引き続き新型コロナウイルス感染症の影響による収入の減少や失業等により生活に困窮し日常生活の維持が困難になっている世帯。※自立相談支援機関による支援を受ける事が条件です。

「再貸付」の貸付期間/3か月以内(申請は1回のみ)

自立相談支援機関	三島市生活支援センター
所在地	三島市東本町1丁目2番6号英光ビル1・1階
連絡先	電話 055-973-3450 ※相談受付時間 月～金曜日 8:30～17:15

三島市社会福祉協議会では、特例貸付に関する受付・相談対応について、
窓口の混雑緩和や新型コロナウイルス感染防止の観点から予約制としています。
ご迷惑をおかけしますが、ご理解・ご協力の程よろしくお願いします。

予約受付時間 土日祝日を除く 8:30～17:15 電話 055-972-3221





12月1日からみんなで支え合うあたたかい地域づくりを目指した「歳末たすけあい運動」が全国一斉に展開されます。毎年多くの地域住民の皆様からあたたかい善意をお寄せ頂いており、この善意を三島市内に住所がある下記の対象世帯（生活保護世帯を除く）に「見舞金」として募金を贈呈します。

歳末たすけあい募金による
歳末見舞金贈呈事業

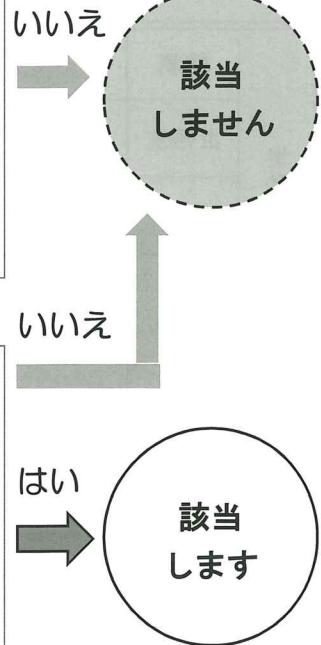
申請のご案内

対象世帯の確認

1. 次のすべての項目に該当しますか

- ①令和3年10月1日現在、三島市の住民基本台帳に登録されている
- ②世帯全員の住民税が非課税である
※世帯分離、二世帯住宅、離れ住宅は同一世帯として扱います
- ③生活保護を受給していない
- ④地区の民生委員・児童委員の支援（継続的な関り等）を必要としている

はい



2. 次のいずれか1つに該当しますか

- ①満65歳以上で介護保険の要介護1～5の認定者のいる世帯
※要支援1・2を除く
- ②ひとり親家庭で、児童扶養手当の受給世帯
- ③次の手帳を所有している障がい児・者のいる世帯
(身体障害者手帳1・2級、療育手帳A・B、精神障害者保健福祉手帳1・2級)
- ④満65歳以上の一人暮らし高齢者世帯

申請について

1. 申請書／裏面の歳末見舞金申請書をご利用ください。なお、申請書は市社協窓口に設置してあるほか、ホームページからも取得可能です。
2. 申請方法／歳末見舞金申請書に必要事項を記入の上、対象条件である世帯全員の非課税を証明する書類、世帯区分を証明する書類、見舞金振込先が確認できる預金通帳等の写しを添付し、市社協窓口へ持参または郵送してください。申請期限：11月1日（月）
3. 見舞金贈呈／申請書を審査した後、贈呈の可否について文書で通知します。贈呈が決定した世帯には、申請者の口座へ振り込みます。振込時期は12月中旬から下旬となります。なお、見舞金額は募金実績額と贈呈世帯数により決定します。
4. その他／①申請書に記載された個人情報や添付書類は本事業の目的以外には使用しません。②申請に関する書類は返却しません。③書類の不備、申請内容に虚偽が認められた場合、期限を過ぎての申請は無効となります。④入院・入所、通学等により10月1日前3ヶ月以上自宅に生活拠点がない個人は対象外です。世帯に該当する人がいる場合、その人を除いて申請してください。
5. 申込み・問合せ／三島市社会福祉協議会（〒411-0841 南本町20-30） 電話 055-972-3221

(様式 1)

受付

提出期限：11月1日（月）必着

令和3年度 峰末見舞金申請書

社会福祉法人三島市社会福祉協議会 会長 宛

私は峰末見舞金を申請します。また、この申請に関して担当民生委員と三島市社会福祉協議会とで情報を共有すること、必要に応じて世帯状況及び収入状況について三島市及び関係機関へ照会を行うことに同意します。

申請日：令和3年 月 日

ふりがな			印	自宅	-	-
申請者氏名 (世帯主)				電話	携帯	-
住所	〒411- 三島市 (アパート・マンション名、部屋番号)					

世帯構成 (10月1日現在)	続柄	氏名	生年月日 (T/S/H/R)	年齢	勤務先または 学校名・学年	該当者の状況 (要介護度や障害等級等)
	世帯主					

見舞金振込先	金融機関		支店名		預金種別	<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座
	口座番号		口座名義人(カタカナ)			

※見舞金振込先は申請者（世帯主）と同一名義であること

<input type="checkbox"/> 添付書類1：世帯全員の非課税を証明する書類								
【例】課税証明書（非課税証明書）または介護保険負担限度額認定証、限度額認定証（国民健康保険、後期高齢者医療保険）等の写し ※高校生以下は不要、大学生・専門学生は学生証の写しがある場合のみ不要								
<input type="checkbox"/> 添付書類2：世帯区分を証明する書類（該当する区分1つに○を付け、その区分を証明する書類を添付）								
<table border="1"><tr><td>要介護者のいる世帯</td><td>介護保険被保険者証（要介護1～5）の写し ※介護度がわかる部分をコピー</td></tr><tr><td>ひとり親世帯</td><td>児童扶養手当受給者証の写し</td></tr><tr><td>障がい児・者のいる世帯</td><td>身体障害者手帳（1、2級）、療育手帳（A、B）、精神障害者保健福祉手帳（1、2級）の写し ※障害等級がわかる部分をコピー</td></tr><tr><td>ひとり暮らし高齢者世帯</td><td>添付書類不要（確認事項として以下へ☑してください。） <input type="checkbox"/>私は満65歳以上で、ひとり暮らしである</td></tr></table>	要介護者のいる世帯	介護保険被保険者証（要介護1～5）の写し ※介護度がわかる部分をコピー	ひとり親世帯	児童扶養手当受給者証の写し	障がい児・者のいる世帯	身体障害者手帳（1、2級）、療育手帳（A、B）、精神障害者保健福祉手帳（1、2級）の写し ※障害等級がわかる部分をコピー	ひとり暮らし高齢者世帯	添付書類不要（確認事項として以下へ☑してください。） <input type="checkbox"/> 私は満65歳以上で、ひとり暮らしである
要介護者のいる世帯	介護保険被保険者証（要介護1～5）の写し ※介護度がわかる部分をコピー							
ひとり親世帯	児童扶養手当受給者証の写し							
障がい児・者のいる世帯	身体障害者手帳（1、2級）、療育手帳（A、B）、精神障害者保健福祉手帳（1、2級）の写し ※障害等級がわかる部分をコピー							
ひとり暮らし高齢者世帯	添付書類不要（確認事項として以下へ☑してください。） <input type="checkbox"/> 私は満65歳以上で、ひとり暮らしである							
<input type="checkbox"/> 添付書類3：見舞金振込先が確認できる預金通帳等の写し								

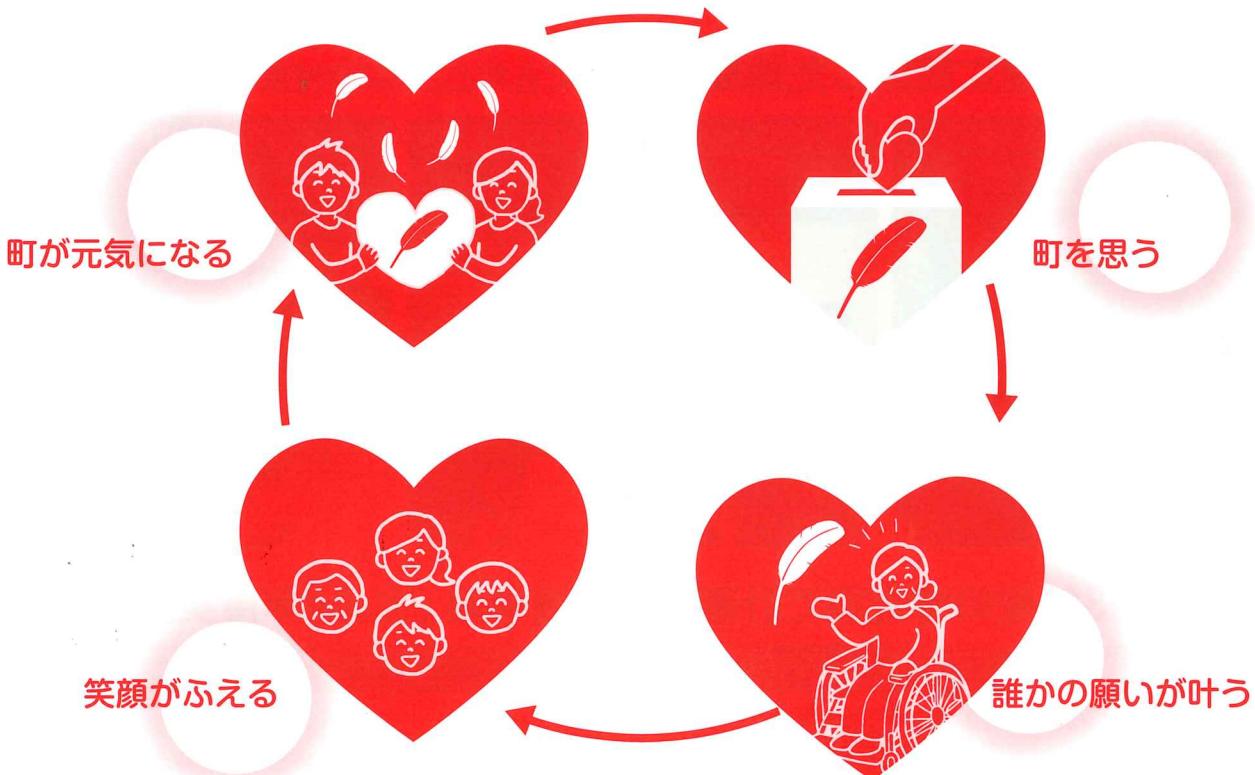
※書類の不備、申請内容の虚偽が認められた場合は、無効となります。



じぶんの町を良くするしくみ。

赤い羽根共同募金

あなたの募金が、あなたの町を元気にします！



～“赤い羽根”にご協力をお願いします～

赤い羽根の歴史

昭和22年に「国民たすけあい運動」として始まり今年で75回目を迎える全国的なたすけあい運動です。運動期間は毎年10月1日から翌年3月31までの6ヶ月間、全国一斉に行われます。

じぶんの町を良くするしくみ

社会福祉法に基づき都道府県を単位として行われ、寄付金は、その都道府県内で地域福祉の推進を図るために役立てられます。しかも、寄付金の約7割が身近な地域に助成されます。

計画募金です

地域のさまざまな団体や社会福祉施設から助成希望を受け付け、あらかじめ募金目標額(助成計画額)を定めて募金活動を行う計画募金です。
【令和3年度募金目標額(県全体)】
5億4000万円

福祉のまちづくりに役立てられます

県内では令和2年度までの74年間に総額309億円の寄付をいただき、これにより地域を取り巻くさまざまな福祉課題の解決に取り組む民間福祉活動を資金的に支え、福祉のまちづくりに貢献しています。

寄付する人も募る人もボランティア

「寄付すること」「募金活動に参加すること」は、自分の町の福祉を推進するボランティア活動です。自治会・町内会、民生・児童委員、会社や学校関係者などの皆様によりさまざまな場所で募金運動が展開されています。

災害支援にも役に立つ募金です

災害ボランティアセンターの立ち上げや運営経費を助成します。令和3年7月大雨災害では、熱海市、沼津市、富士市に設置された災害ボランティアセンターを支援。(各市及び県社会福祉協議会)

寄付金の使いみちは、静岡県共同募金会のホームページをご覧ください。

<http://www.shizuoka-akaihane.or.jp>

赤い羽根 静岡

検索



ホームページ

市町共同募金委員会の詳細は裏面をご覧ください。



寄付金の約70%は私たちの三島市の福祉活動に役立てられ、「たすけあい」の思いが、“ありがとう”的笑顔につながっています。

令和2年度募金実績額(報告)

ご協力ありがとうございました。

8,961,962円

内
訳 一般募金

6,475,336円

地域歳末たすけあい募金

2,486,626円

令和3年度募金目標額(お願い)

今年もよろしくお願ひします。

10,800,000円

内
訳 一般募金

8,000,000円

地域歳末たすけあい募金

2,800,000円



実績 令和2年度に実施した助成事業 ~こんなところに寄付金が使われています~

【身近な地域の居場所づくり助成事業】

～三島市子育てサポート寺子屋～

(地域交流と子どもたちへの学習支援)



【ボランティアグループ事業費補助事業】

～点字サークルすぎなの会～

(視覚障がい者への情報提供)



【福祉教育プログラム事業】

～沢地小学校5年生～

(福祉教育プログラムによる車椅子体験)



計画 令和3年度の寄付金で計画する助成事業(令和4年度実施事業)

一般募金による事業		地域歳末たすけあい募金による事業	
ボランティアグループ等事業費補助事業	住民主体による福祉活動の支援及び地域福祉向上のために役立てます。		
生活困窮世帯へ食糧支援 生活一時扶助金事業	生計の維持が困難な方へ生活立直しとしての食糧支援や一時扶助金の交付に役立てます。	歳末見舞金贈呈事業	新たな年を迎える時期に、支援を必要とする世帯が地域で安心して暮らすことができるよう、見舞金の贈呈を行い支援します。
準要保護世帯 修学旅行費助成事業	準要保護世帯の小・中学校生徒へ修学旅行費用の一部を助成します。		

赤い羽根共同募金運動につきましては、毎年格別のご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

昨年度も住民の皆様、企業の皆様のたすけあい精神に支えていただき、多くの浄財が寄せられ、この度の新型コロナウイルス感染拡大による緊急対応として生活に困窮された方々へ、フードバンク応援事業を通して食糧支援の実施や市内の多岐にわたる福祉活動に役立てることができました。

赤い羽根共同募金運動は、戦後の混乱期に、日本全体が厳しい生活を強いられている状況の中、国民一人ひとりがそれぞれできる範囲で、お互いに助け合おうと始まった「国民たすけあい運動」です。未曾有のコロナ禍において、支援を必要とされる方はこれまで以上に増しています。コロナウイルスの終息後の新しい社会に期待を持ちながら市内の皆様とともに乗り切っていきたいと考えています。

つきましては、10月1日から全国一斉に募金運動が実施されますので、つながりをたどりやすい地域福祉のため、皆様の温かいご理解とご支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申し上げます。



三島市共同募金委員会 会長 中村 正蔵

令和元年度街頭募金風景
(ガールズカウト)



赤い羽根共同募金へのご寄付には税制優遇措置が受けられます

個人のご寄付

所得税の所得控除または税額控除、住民税の税額控除

法人のご寄付

法人税の「全額損金」算入



三島市共同募金委員会(三島市社会福祉協議会)

[事務局] 〒411-0841 三島市南本町20番30号 三島市社会福祉会館内
電話 055-972-3221 FAX 055-972-3466



ネットで寄付する

親族後見人について紹介します

今回は、三島市社会福祉協議会内にあります「三島市成年後見支援センター」の業務

内容の一部についてご紹介します。テーマは『親族後見人』

です。

皆さんは成年後見人と聞くと、どのようなイメージを持たれますか。成年後見人等になつてている方について、弁護士や司法書士などの法律専門職がなるものだというイメージをお持ちの方もいるかもしれませんのが、親族の方も成年後見人等になることができます。第三者である法律専門職よりも成年被後見人等の人柄や私生活についてよく知つていることから適任であると考えられる場合もあります。

実際に、親族後見人等として活動している方へ、いくつかの質問に答えて頂きましたので、紹介させて頂きます。

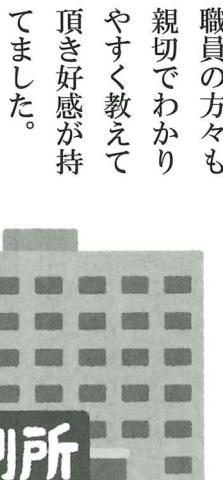
Q2 成年後見制度の申立てで不安に感じたことは?また、実際に申立てし、感じたことは?

A 申立書類を作成するにあたっては三島市成年後見支援センターで相談し書類を揃えることが速やかにできましたが、家庭裁判所で親族後見人としての希望通りになるのか不安でした。実際は提出した多数の書類をもとに、親子それぞれに面接があり自分(母)が後見人としての資質があるかを審査されたと思います。

Q3 家庭裁判所の印象は?

A あまり縁のないところなので、緊張しました。しかし、ここにくる来訪者は自分と同じく一般家庭の普通の家族の姿が多く見られ、急に身近に感じられました。

職員の方々も
親切でわかりやすく教えて頂き好感が持てました。



裁判所

Q4 初回報告、定期報告で大変だったことは?

A 初回報告は申立ての時の内容を参考にしながら容易に作成できたと思います。定期報告の提出が、次回初めてになります。一年間の収支を常に記録してありますので、これらを元にしながら一年間の変化や状態を報告します。成年後見支援センターでまた報告時期に相談したいと思っています。

Q5 成年後見支援センターとの関わりで感じたこと。

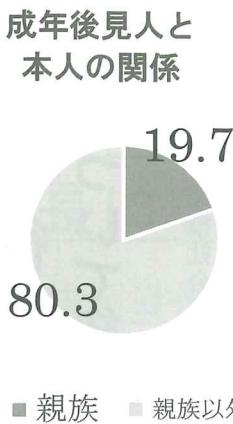
A 初めての相談で、色々なお話をさせていただきました時も、わからぬことを隨時お聞きする時も常に笑顔で肯定的に受け入れてください、快く相談にのつていただきました。成年後見のことだけではなく関連した諸々の事もお話が聞けるのも、大変参考になり心強かったです。これからも安心して相談できる場所だと思っています。

※次ページへ続く

Q6 今後、親族後見人として頑張りたいことはありますか。

A 親族後見人として、成年後見について深く関わり、理解し、今後息子にどんなことができるのか、どんな安心が保てるのか、模索したいと思います。いろんな情報を蓄えて将来的に後見人を他者にやつてもらう時に、自分たちの思いをしっかりと繋げることができればと思いま

どれほどの方が親族後見人として活動しているのか、最高裁判所・成年後見関係事件の概況（令和2年1月～12月）の統計には親族の方が成年後見人等として活動している方の割合は、19・7%となっています。また、基本的な考え方として、後見人にふさわしい親族など身近な支援者がある場合



チャンネル登録
をお願いします！

当センター専用の
Youtube チャンネルを開設しました。
お時間ある時に是非ご覧ください。

お問い合わせ先／三島市社会福祉協議会・三島市成年後見支援センター
電話／972-3221

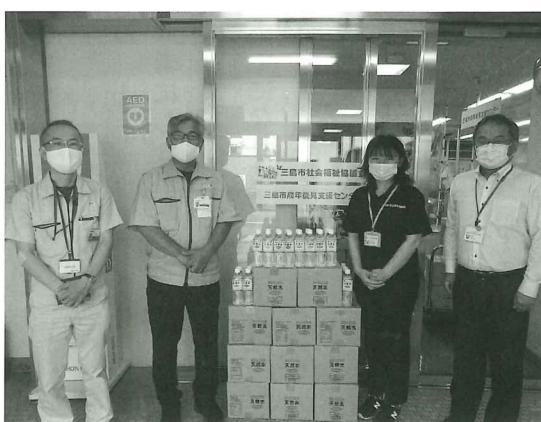
お問い合わせ先／三島市社会福祉協議会
電話／972-3221

お問い合わせ先／三島市社会福祉協議会
電話／972-3221

寄付者のご紹介

あたたかいご寄付をありがとうございました
6/1～8/31 受付分 順不同・敬称略

【物品寄付】三浦伍朗/ティー・ティー・ビジネスサービス株式会社/株式会社エヌケーイー/静岡県東部4信金役職員一同/三島商工会議所女性会/大東建託株式会社沼津支店/森本正美



▲ティー・ティー・ビジネスサービス株式会社 様

10月20日は「県民福祉の日」

静岡県では、1月1日から数え

て294日目にあたる10月20日を「県民福祉の日」として制定しています。1人ひとりが輝ける地域をつくるためにあなたにもできることがきっとある。ボランティア活動はここをつなぐ活動です。「ボランティア活動に興味はあるけれど、自分にできるかな…」と思っている方！社会福祉協議会がはじめの一歩を応援します。

相談・問合せ 三島市社会福祉協議会 電話／972-3221

お問い合わせ先／三島市社会福祉協議会
電話／972-3221

お問い合わせ先／三島市社会福祉協議会
電話／972-3221

外出が困難な高齢者や障がい者等の生活圏拡大と社会参加を支援する事及び体力維持向上、交流、親睦を支援し日常生活の向上を図ることを目的に福祉車両（車イスのまま乗降できる車両）及び車イスの貸出をしております。通院、入退院、外出等でお困りの際は是非、ご利用ください。

・初めてご利用される方はお電話にてご相談ください。

福祉車両・車イスの貸し出し